

(名称)

第1条 本会は、「日本体育・スポーツ・健康学会 若手の会」という。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人 日本体育・スポーツ・健康学会に所属する若手研究者の交流を、専門領域の枠を越えて促進することで、体育学／スポーツ・健康科学分野の研究を活発なものにしていくことを目的とする。

(一般社団法人 日本体育学会との関係)

第3条 本会は、一般社団法人 日本体育・スポーツ・健康学会の正会員である代表世話人および世話人（第6条記載）を置く有志団体である。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 年次大会における、若手研究者を中心としたシンポジウム、講演、研究発表会等の開催に関する意見交換
- (2) インターネット等 ICT を用いた情報提供、意見交換
- (3) その他本会の目的達成に必要な活動

(参画条件)

第5条 本会の活動目的に賛同する日本体育・スポーツ・健康学会会員は、原則として誰でも活動に参加可能とする。

(代表世話人、世話人)

第6条 本会に次の代表世話人、世話人を置く。

- (1) 代表世話人 1名
  - (2) 世話人 21名以内
- 2 代表世話人は、世話人の互選により選出する。

第7条 (世話人の任期)

一般社団法人 日本体育・スポーツ・健康学会若手研究者委員会委員の任期に準ずる。

第8条 (その他)

この会則に定める事項の他、本会の運営に必要な事項は、世話人相互の話し合いによって定める。会則の改定は、一般社団法人 日本体育・スポーツ・健康学会若手研究者委員会の承認を得るものとする。

付則 この会則は、2018年8月25日から施行する。

(2019年4月21日改正)

(2021年4月1日改正)